

令和4年度 第2回府中市子ども・子育て審議会議事録

▽日 時 令和4年7月13日（水） 午後2時～

▽会 場 北庁舎3階 第1・2会議室

▽参加者 委員側 汐見会長、平田副会長、森委員、三木委員、臼井委員、植松委員、佐藤委員、田中委員、筒井委員、中田（徳）委員、畑山委員、林委員、墓田委員、藤咲委員、和田委員、山崎委員（16名）

事務局側 石川子ども家庭部長、中村子育て応援課長、阿部子育て応援課長補佐、石田子ども家庭支援課長、武澤子ども家庭支援課長補佐、酒井保育支援課長、平澤保育支援課長補佐、宮崎児童青少年課長、福嶋児童青少年課長補佐、向山障害者福祉課長、古田障害者福祉課長補佐、木佐貫子育て応援課推進係長、小野子育て応援課指導検査担当主査、石川子育て応援課母子・父子自立支援担当主査、中村子ども家庭支援課管理担当主査、稲葉保育支援課管理係長、西井保育支援課支援計画係長、大内保育支援課認定給付係長、井上児童青少年課青少年係長、福永児童青少年課健全育成担当主査、河野子育て応援課推進係職員、江口子育て応援課推進係職員（22名）

▽欠席者 及川委員、久保委員、中田（公）委員、目時委員（4名）

▽傍聴者 なし

事務局

皆さん、こんにちは。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、そして足元のお悪い中、本審議会にご出席頂き、誠にありがとうございます。ちょうど定刻になりましたので、ただいまより令和4年度第2回府中市子ども・子育て審議会を開催いたします。

まず資料の確認をさせていただきます。

（※事務局 資料確認）

引き続きまして、事務局より2点ご報告がございます。1点目、本日の委員の出欠状況についてです。本日欠席のご連絡を頂いている委員さんにつきましては、及川委員、久保委員、中田公留実委員、目時委員の4名でございます。なお、本日の会議は委員全20名のうち、16名の委員さんにお集まりいただいております。出席の人数が過半数に達しておりますので、府中市子ども・子育て審議会条例第8条第2項に基づきまして、有効に成立することをご報告させていただきます。

2点目、本日の審議会の傍聴についてです。府中市附属機関等の会議の公開に関する規則によりまして、7月1日号の「広報ふちゅう」及び市のホームページで傍聴の募集をいたしました。本日、傍聴はございません。

それでは次第の2「議題」のほうに移らせていただきます。それでは、ここから先の議事

進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。会長、よろしく願いいたします。

【次第2 議題（1）認可保育所の欠員状況を踏まえた今後の対応について】

会長

皆様、こんにちは。今日は大きく議題が2つございます。最初は、「認可保育所の欠員状況を踏まえた今後の対応について」でございます。まず、事務局からこのことについての説明をお願いいたします。

（※事務局 資料1について説明）

会長

ありがとうございました。さらに大切な論点が出てきているなという印象なのですが、今まで保育所についてはどう待機児を解消するかということが基本テーマだったのですが、0歳、1歳、2歳については引き続き、まだ待機児が埋まる可能性が否定できないものの、3歳、4歳、5歳については、もう既にあちこちで定員が埋まらないという状況が起こっておりまして、次第に定員の削減を行っていく必要があるのではないかとということです。その際に公立の保育園と私立の保育園で、公立のほうを柔軟に調整する役割を担っていただいて、私立については保育の質の向上のために定員を削減したいというときには相談に応じるということで、目安はまず公立から調整をどうやってするかという話かなと思って、お伺いしていました。

そろそろ時代が変わってきたということでしょうかね。国のほうの会議でも、待機児問題は、もう地方都市では、現実には逆に定員割れがあちこちで起こっていて、公立の中にはもうやっていけないという感じで法人を誰か買ってくれないかなど、そういうことがあちこちで起こっています。そういう相談が私のところに幾つも来ています。都市部でも0歳、1歳、2歳をやっていた、0歳があちこち空きがいっぱいある、それから3歳、4歳についても空きが少しずつ出始めていて、東京辺りはあと1、2年で数の上では待機児問題はほぼ解消する傾向にあると思います。ということで、この20年ぐらい保育行政の当初一番のテーマであった待機児問題の解消ということが歴史から消えていってしまってしまう。今度は逆に空きをどう処理していくのか、そういうことにテーマが移っているわけです。府中としてもどう対応していくのかということも、また今までと違ってくると思います。ご自由に、このことについてご質問も含めて意見を頂ければと思います。多分これは、認証保育所というのは入っていません。認可保育園、都が認可しているところですね。ご質問で結構ですので。

委員

では1つ、いいですか。定員の調整ということですが、その定員に満たなかったら満たないままじゃ駄目なのかどうか。定員が決まると、例えば建替えのときの補助金に影響するとか、そういう意味合いなのか。それと定員を事情を聞いて少なくしたときにまた上げるのもありだよということがあるのですけれども、これは補助金の問題なのかなというのが1つ。

あと、うちのほうは5地区なのですが、国分寺に囲まれているのです。それで隣接したところの人たちも通いたいのですが、もう最初からそこへは入れないというお話だったのです。ですけれども、2次募集だとか定員割れができたときには、許可が出るとか出ないとかいうのがあるのですけれども、うちの5地区、特に最北端ですから違う保育園が現実なのですが、確かに今年大きく割れこんでいるのは事実なのだけれども、隣接のところで行きたい人たちがいるのです。その人たちが割と利便性が悪くて、話を聞くと国分寺は府中に通わせると、とても後から手厚いので行ってくれたほうがいくらかの話があるのだけれども、そこら辺はどうなのかわちょっと教えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

会長

今のご質問で何かありますか。

事務局

今回の取組の趣旨としましては、補助金の絡みというよりも、欠員が生じており、施設運営が難しくなってくることを防ぐというところの目的で、公立を使って各施設の空き定員が生じないように、運営が継続して行っていくように環境を整えるというところが趣旨になってございます。以上でございます。

委員

そのことについては意味は分かるのですけれども、増やすわけにはいかない、定員を下げても満所にするではないのですけれども、いっぱいだと利点があって、減っていると運営ができなくて、定員にいとっていると運営ができるということなのですか。だから定員を下げても数字を合わせると大丈夫という、そういう意味合いなのですか。

事務局

単純に欠員が生じていると、施設運営母体に入ってくる運営費の関係が不足してしまっている状況になってしまうというところが、運営に対しても適正な環境を整えられていないというところになります。併せて、定員に合わせて職員数を配置しておかなければならないと。例えば欠員が常時発生しているところだと、募集定員に合わせて職員を常時雇用しておかなければならない状況が生まれるということで、経営としても非常に苦しくなるという面もございまして、その長期的に運営が難しくならないように公立保育所の定員の削減をして、定員が適正に変えられるようにということでございます。

委員

すみません、自治会のほうから出ているので、あまり専門的なことは分かりませんが、定員が100名で募集が80名で、今回20名減ります。それは人件費の問題を削れるからいいものなのか。今度は80名に定員を下げても80人集まったということは、人件費が違うよというだけなのか、定員を満たしていれば補助金がちゃんと出るけれども、下回っているとそこらにはちょっと違うのだという、そういう意味合いなのか。それだけ教えてもらえると。

会長

ちょっと説明いたします。今の話については、例えば100人といたしますと、そうすると基本的なお金は法定価格というものがございまして、人数分に合わせて1人何十何万円という形でお金が行きます。したがって、500人の定員だったら実数に合わせますけれども、実際には100人や102人などになっていますよね。そうすると、0歳児だと1人二十何万円か、5歳児になると安くなっていくのですけれども、その子どもたちのお金が計算して、来るのです。ところが例えば0歳児の定員が12名とします。12名ですと1名二十何万円来るので、毎月二百何十万円のお金が0歳児用に来るのです。それ以外も施設はいろいろあるのですけれども。主に子どもの数に合わせた法定価格が来るのです。ところが、職員のほうは定員が12人だとしたら、3人に1人ですから職員4名雇わなければいけない。最初から4人を基本的には雇っておかなければいけないのです。ところが今、0歳児に起こっていることは、あちこちで3人しか入っていません、5人しか入っていません。そうすると、実員ベースでお金が来ますから3人分しか来ないのです。ところが職員は4人確保しておかなければならないから、その人たちの給料を毎月払わなければいけないのです。そうしますと、0歳児で来るお金が70、80万で、給料が百何十万円出さなければいけないとなると、1年間で何百万円の赤字になるということで、それだったら初めから0歳児は途中からまた申込があるのです。それは全部受けなければいけなくなっていますから、最終的に3人ではなくて、5人になったよ、7人になったよとなるけれども、12人の定員が埋まらなかったら、その分は全部赤字になってしまうわけなのです。ということで、できたらもう12人ではなくて9人にして、1人の先生を雇わなくて済むようにしたら赤字が減るという形で、あちこちの園が今、四苦八苦しています。それ以外もいろいろな費目があるのですけれども、基本的には実数人数に合わせたお金しか来ないのです。職員は全員、その定員に合わせて雇っていかなければいけないし、いろいろな施設はその定員ベースで作っていかなくてははいけない。ということで来る人の数が減ると、入ってくるお金が少しずつ減っていきますから、運営が非常に難しくなる。そういう構造になっています。

委員

すみません、ありがとうございます。今の話は重々よく分かりました。ただ、0歳児は何月に生まれてくるか分からないのに、年度初めで決める。

会長

それは非常に悩ましい。

委員

難しいですよ。下げたけれども入れないという。実際探すのも今、大変というのをお聞きしています。それで、最後にもう1つ言った、隣接したところとの、他市から入園させるということはやはり難しいということなのですか。

事務局

今まで定員と運営費の補助の関係につきましても、少し補足で説明させていただきたいのですが、今回行われます3歳児から5歳児については、私立保育園さんの空き状況があると、会長がご説明いただいたように、その人数分で増える補助分が減ってしまうので、公立保育所のほうが柔軟に対応できることから、公立保育所が減りますとその分、私立さんに人が回る可能性もあって、それによって埋まれば、補助のほうは、人数が増えるというの見込みまして、このような形になっています。

あともう1つの、管外、市外の方の申込みなのですが、待機児童が生じています0歳児から2歳児につきましても、市民を優先するために申込を頂けない形で現状取り扱っているのですけれども、ただ待機児童も大分解消してきております。委員さんがおっしゃられたように、北部の武蔵台の辺りなどでは結構空きも生じていますので、そこをちょっと柔軟に申込みができるような仕組みなどを取り入れていかなければならないなというのを課題として持っていて、今、検討している最中でございます。以上になります。

委員

ありがとうございます。そうなるといいなと思うのですが。公立保育園で柔軟にしているのですが、情報がはっきりしていないのですけれども、市内の認可の保育園のほぼ全てが定員を割っているというお話だったので、その域ではないのだろうと思うし、定員をどうしますかと言われても、経営状態が駄目だったら減らしていいのではないですかと言わざるを得ないのが答えかなと。今日はどういう答えが出てくるか、ちょっと楽しみにしています。ありがとうございました。

会長

今日議論していただきたいことは、多分減っていくだろうと。その場合に民間保育園の場合は、公立のほうから削減して行って、例えば今まで25名募集した3歳児、5歳児を、それを20名にするとか18名にするとかして、そうするとそこは埋まって、場合によっては入れなくなるころがあったときに、その分はもう私立に行っていただきたいという形で、私立が子どもの減少のあおりをぱっとくらのを少し緩和したいと、そういう方針でやりたいと、それが今回の提案の趣旨なのです。

おっしゃるように、子どもの数が減っても来るお金、先生のお給料で苦勞するということをしなくても済むようにするやり方はないわけではないのです。それは今、学校がやっているやり方なのです。学校は今年の子どもの数が少ないから先生の給料を減らす、そんなことをしなくてもいいのです。これ義務教育というやり方のメリットなのです。だから本当に田舎のほうや、離島の小さなところでも先生の給料は高いのです。だから、わざわざそういうところに行く人もいます。そういうメリットもあるということで、私などは個人的には、保育園は幼稚園も含めて義務教育にすべきと思います。OECDなどは義務教育。要するに子どもの数の減少によって、もう本当に会社が潰れると、そういうことがなく安心して運営できるシステムに変えるべきだという議論を世界的にはしているのですけれども、日本はまだそこは議論していません。委員、お願いします。

委員

保育園の欠員の問題については、認証保育所もちろん深刻な問題になっていまして、府中市でももう空きが結構増えているという状況になっています。そんな中で、東京都認証保育所ですから東京都の制度なのですけれども、東京都が今年打ち出した今後の認証保育所の役割の一部、認証保育所の空きを利用して学童保育、いわゆる学童を受け入れると。これ実際やると区分けをしなければいけないとか、専門の職員を置くとか、かなりハードルが高いのですけれども、実際には空きスペースが出たらそうやって利用するというアイデアが出てきていまして、今、準備中ということだと思っております。ここでも認可保育園の定員を削減することになると、空きスペースができますよね。その中でその利用というのも、今後の話かと思うのですけれども、何かアイデアとして考えられていることがあるかどうかというのを伺いたいと思います。

会長

それについてはどうでしょうか。

事務局

お答えいたします。定員を削減した枠の、そのスペースの活用方法については、今回の取組とはまた別のものとして、保育の質の向上につながるような取組を今後検討して進めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

会長

ということは空いたからといって別に使うのではなくて、保育の質を向上させるための様々な環境づくりに使いたいと。

事務局

会長、ちょっと補足をさせていただきます。保育の質というところの具体的な対応が、説明が足りていませんでした。障害児の対応やケア児の対応を検討しているのですけれども、そういった個別の保育が必要になる児童さんの対応に活用していきたいと考えているところでございます。

会長

事前に事務局に伝え届けたと思うのですけれども、言うのを忘れたなと思って、今、反省しているのですが、昨年厚生労働省の保育課で、定員割れがどんどん起こってくる状況が始まったときの保育所の在り方についての検討会を開いているのです。名前は「地域における保育所と保育士の在り方についての検討会」なのですが、それが昨年12月に報告書を出しています。そのときに定員割れが起こる保育所については、幾つかの案を出していて、その中に学童をもっとやるべきだというのが入っています。それから、公立と私立については、公立と私立が一緒に運営するという保育園をどんどん作るべきだということも入っています。だから、民営化なのだけれども、大事な、大変なところは全部公立が担って、保育の実際の

ところは私立で担う公私一体型保育園を作るなど幾つか書いてあるのです。これについては、もし必要でしたら事務局から皆さんに参考資料として、その報告書だけは簡単に読めますので、17、18ページの文章ですから送っていただくことをやってもいいかなと思ったのですが。ただ、そういう議論はあちこちで始まってしまっていて、おっしゃるように東京都も認証保育所については、そういう議論を始めています。ですから、これから多分、今日は基本方針を出していただいているのですけれども、実際もっと子どもの数が減ってきたら、もっとこうしたほうがいいのではないかと、ああしたほうがいいのではないかと大いに議論しなくてはいけなくなってくると思いますので、そういう文書については時々用意いたしますので、目を通していただければと思います。ちょっと用意していただけますか。

この数字については、前にいわゆる議論をしたときに量の見込みというところで、ある計算方式を出したのですが、それに基づくとえらい数が少なくなってしまうのです。そうではなくて、実際は量の見込みとっているその数字は実数なのです。実際保育を受けるときの。上が定員なのですね。その差が二百三十幾つとなっているのですが、その関係は量の見込み計算をちょっとやめてもらって、実数に合わせてみたら令和5年も令和6年もあまり変わりませんよと。しばらくは二百何十人の定員割れで続くというのが実際の見込みだということです。

委員

すみません。エリアで随分差があるなというところが、第1エリア、第2エリア辺りは0歳児が多くて、欠員が多いのかなという感じがしておりますけれども。まず、このエリアというのはどこのエリアかということを教えていただきたいです。

事務局

支援計画の58ページを御覧いただけますでしょうか。この58ページに書かれました地図で分けられておまして、区域のそれぞれの町名は下の方に記載されております。

委員

分かりました。ありがとうございます。このエリアの傾向というのはこのまま今後も続いていくのでしょうか。それとも年によって変わっているのでしょうか。

事務局

年によって変わるところもあるのですが、市の中心部は比較的空きが生じない状況で、府中駅や府中本町駅の辺りの保育所さんにお預けになって、そのまま電車に乗って通勤するというのが可能なので、府中駅の3、4は少ない状況で、それ以外の1、2、5、6につきましてはそれよりは多いという形が続いていくものと見込んでいます。

委員

ありがとうございました。

会長

通勤に便利でしょうね。マンションがどこにできるかというのがありますけれども。

委員

第5エリアなのですが一番遠くにあるので、待機児童がとても多いときには、もう一番端っこからバスに乗ったり、車で来ていたのです。だからそれが緩んでくると、2歳、3歳過ぎてきますと、みんな途中で変わってってしまうのです。だから、千春のことばかり言って申し訳ないのですけれども、うちの裏なものですから。本当に途中からかわいそうだなと。では最初からずっと卒園までいてくれる、隣接の、本当に歩いて50メートルという人たちがみんな国分寺なのです。この子たちが来ていれば、最後まで経営もうまくいくのに、市のほうの割り振りで5の一番端っこのほうから「空いていますから、ここ行ってください」と言って来た人たちが、2歳、3歳になってくるとだんだん空いてくるよという、向こうへ流れていってしまっていて、定員も割れてしまう。だから、社会福祉法人にそろそろ高齢者を対象にした施設に変えるかという話もちよこっと出てきているぐらいなのですが、それをされてしまうと、また今後、地元が困るなど思っているのですが、そういったところもちょっと加味していただきたいと思います。

会長

その辺りは、高齢者のニーズがどうなっていくかということと、今おっしゃったことはとても大事なことで、保育所という名前でやっていて、恐らく幼児のニーズというだけでやっていったら、全体がどんどん減って行って、高齢者の割合はどんどん増えていく社会になるわけで、そこだけ1つをやっても問題は解決しないのです。地域で高齢者が孤独な生き方、孤立した生き方をしないで、みんなが元気に生きる、そういう地域をどう作っていくのかということをごそで恐らくやっていく必要がある。そういう人たちと地域の人たちが上手に元気に会えるというまちをどう作っていくか、セットにしていかななくてはいけない。やはり地域のニーズ全体をもう1回見直していかなければいけない。そうすると、やはり保育園というところは厨房があるところが大きなメリットです。日常的にいろいろな人が集まってくれて、おいしいものを食べられるようになったときには、いろいろな形で使ってくれるのです。そのアイデアを植えるために、地域のいろいろな人とつながろうということで始めました。だから、東京は東京でそれが非常に面白くやれているというモデルを作っていかなければいけないと思います。おっしゃるように、子どもだけではない、社会福祉法人が視野を広げていかなければいけないのだと思います。本格的で難しい問題が出てきたということなので、これから皆さんのいろいろな知恵を頂かなくてはならない。今日はこういう原則として、こういう方針でやっていきたいという提案なのでよろしいでしょうか。

それでは、この認可保育園の今度の欠員状況を踏まえた今後の対応については、こういう原則でやるということを了承していただいて、先に進めたいと思います。

それでは、議題の2です。「令和3年度第2次府中市子ども・子育て支援計画の進捗状況と評価等について」。これはまた、事務局から説明をお願いいたします。

【次第2 議題(2) 令和3年度第2次府中市子ども・子育て支援計画の進捗状況と評価等について】

(※事務局 資料2 施策1について説明)

会長

ありがとうございました。今、2ページ、3ページのご説明を頂きましたが、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいですか。

利用者支援事業というのは、子ども子育て支援法というのができたときの目玉事業でして、いろいろ子育て支援の事業をやっている、住民がほとんど知らないのです。困ったときにここに行けば教えてもらえるという施設を作るということをやってこなかった、ここに行けばいろいろな情報がもらえるし、相談に乗ってもらえるというところを今度はあちこちに作ろうということで、特別型と基本型とあるのです。特別型というのはもっとネットワークを作りましょうという行政も関わるものなのですが、基本型は相談に乗るものです。それをこれだけ相談件数が増えてきたというのは最初のほうで、まだまだ課題もあるということで、「3」という評価です。

総合相談事業のほうは、「たち」をベースとする活動なのですが、そこで従来よりも相談件数が、効果が出ているということでここも「3」です。去年度が「3」をつけていたのはコロナで子育ての相談事業が開けなかった。だから、数字で言うと、当初の目標は全然達成していない。でも、それはさぼっていたわけでもないということで、「2」や「1」などをつけるのはどうかと1回議論したのです。ちょっとそれは趣旨が違くと、歴史の中に残したときに、府中市はさぼっていたのだとなってしまうので、それは違うだろうということで、やったのだけど、どうしてもこれ以上コロナでできなかったということで、やれる限り見たら、基本的には「3」だろうと。そのようにつけようとなったのです。そういう見方がされています。今年は大分そこから進んできているということです。

何かございますか。委員、お願いします。

委員

主な事業2の「子ども家庭総合相談事業」についてお伺いしたいなと思ったのですが、子育て中の方や子ども自身からの様々な相談に応じるということなのですが、実際に子育て中の方、保護者の方と子どもと両方からの相談を受けるということなのですが、大体の相談者の内訳は分かっていますか。子ども自身からの相談の件数はどれぐらいなのか、年齢であったりとか、内容までというと難しいかもしれないですけども、そういったものも含めて、不登校なども増えているという話とかも周りで見聞きしたりするので、そういった子たちの相談も増えているのかな、そういう窓口となり得ているのかなということ、保護者も含めてですけども、ちょっとそういった内容をもし教えていただければ知りたいなと思いました。よろしくをお願いします。

事務局

相談者の内訳というご質問だと思いますけれども、お子さんの相談もこちらで受けるという形で、できるだけ小学校、中学校のお子さんに周知をして学校にポスターを貼っていたり、パンフを配るという取組をずっとしてきているのですけれども、児童本人の相談といたしましては、多いときでも20件弱、ここ数年ですと10件前後ぐらいのものになっております。お子さんがここまで来て、又はスマホから自分で連絡をするというところがなかなか定着してこないところなのですが、やはり相談窓口としては大切などころと感じておりますので、周知を進めていきたいと思っています。

お子さんは本当は身近なところで相談するのがいいのかなということと、身近なところで相談しにくい子は「たち」に来ていただくとか、そういう形ですみ分けをしてもいいのかなということも感じております。あとは、相談者の内訳でさっきお子さんのほうが20件前後といったところなのですが、ご両親や親族というところでしっかり分けていないのですけれども、家族、親戚というところは大体410件前後になります。この中には通告ですとか、関係機関からの連絡、相談も含まれておりますので、当事者のものや親族のものになりますとそのぐらいの数になります。以上でございます。

会長

よろしいでしょうか。この件については、特に子どもの虐待の問題でしょうか。

事務局

評価のほうですか。評価はもうちょっと配慮が必要なお子さんのところの施策がありますので、そちらのほうにも出てくるのかなと思っています。

会長

全国的には子どもへの虐待件数はすごく増えていますよね、DVなどいろいろ。深刻なのは児相扱いになるのですけれども。だから子どもが何かあったときに、ちゃんと相談できる、訴えることができるという柔軟なシステムを作っていくないと、子どもが救えないということに。自分から言ってくるのは小学生以上ぐらいだと思いますので、幼児についてはなかなか連絡がいかない。ちょっと念頭に置いておきたいと思います。この2つについて何かございませんか。

委員

今、子どもからの相談が10件から20件というお話だったのですけれども、これは年間ですということですよ。年に10件から20件ということでございますよね。

事務局

はい。そのとおりです。

委員

ありがとうございます。やはり先生もおっしゃいました虐待の相談ですとか、相談してくださいと、「たち」に窓口がありますよとか、いろいろなチラシを見かけますけれども、本当にお子さんたちが困ったときにどこに相談するのかなといつも思っているのですが、学校の先生などが多いのでしょうか。その辺、どうなのかお分かりになったら教えていただきたいなと思って。民生委員のほうでも、地域の民生委員がいますからご相談くださいというチラシを、最近全部の市内の小中学生さんにお配りしたのですけれども。やはりそういう相談を子どもさんがどこが一番できるのかなというところがすごく心配しているところなのです。それで、もしそういうデータなどお分かりになるのであれば教えていただきたいなと思っています。

あと今度「みらい」ができて、「たち」と虐待の相談窓口は両方で大丈夫ですというお話でしたけれども、「たち」に今までどおりなされた場合は、「たち」は市役所の職員さんではない、民間の方がやってくれと聞いていますけれども、そこに相談すると、「みらい」の相談員さんと一緒に対応してくださるということになるわけですか。そういう形で了解してよろしいでしょうか。民生委員のほうに時々、「たち」からお子さんを見守ってくださいと連絡がありますけれども、それは今後、「みらい」のほうから来るということでしょうか。両方から来るということでしょうか。その点を教えていただきたいと思います。

それともう1点なのですけれども、ママチャリーズさんが協働して、応援Book「はっぴい」というのを作られたということで、私は1冊頂いて見せていただきましたけれども、とても簡単で、小さいお子さん、子育てのお子さんのための冊子は、すごくあいうえお簡単な冊子というのは読みやすいので、いいなと思ったのですけれども、「子育てのたまたま箱」というのは立派な本でとても内容がいろいろ入ってしまっていて、すばらしいのですけれども、子育て中のお母さんが今、一番欲しい情報は一部分ずつなのです。少し内容を幼児さんや幼稚園に入ったお子さんや小学生向けなど、そういうふうに分冊して、もうちょっと手軽に読みやすいものを作っていただくとどうなのかなと思っていますが、その辺はいかがでしょうか。よろしく願いいたします。

事務局

お子さんがどこに相談をしているかという詳細な数字を子ども家庭支援課のほうでは持っておりませんので、申し訳ないのですが、また後ほど確認してあげればということになります。

あと、虐待の対応についてですけれども、一応、子ども家庭支援センターから「みらい」のほうに窓口が変わると市民の方や関係機関の方などに周知しています。なので通告窓口としては「みらい」のほうになります。ただ、やはり「たち」で児童虐待の対応をしているというところはかなり根ついていたところもございますので、1本目の連絡が「たち」に入ったとしても、そこで受け止めたときに虐待の内容だと相談員が判断した場合は、内線や外線「みらい」の相談員にすぐにつながるとか、来庁の場合にはすぐに「たち」のほうに駆けつけるという対応をしていきたいと思っています。民生委員さんの見守りということになりますと、虐待と判断された場合は「みらい」の相談員が虐待対応の相談をしていきますので、民生委員さんへの連絡はほぼ「みらい」のほうからとお願いいただければ結構だと

思っております。以上でございます。

会長

よろしいでしょうか。ありがとうございました。ほかにありますか。

委員

私の子どもは今、小学校3年生で、先日の社会科見学で府中市の自治体や市場に行きました。そういった見学の中で、例えば「たち」だったりに誘導して、何か心配事があったらここに来てよみたいなことがあっていいのかなと思いました。学校からも都のそういう悩み相談を受けつけますよといった書類はしょっちゅうもらってきて、相談内容は内緒にしておくよみたいな形のすごくかわいらしい、何かあったら書いてねみたいなのが、よく来るのですけれども、府中からは特にないです。せっかく今、小学校3年生は府中市のことを勉強しているので、その学年へも何かあったらいいかなと思いました。

会長

では、委員、お願いします。

委員

先ほどありました虐待関係の把握というところで、私、中学校のほうへ勤めておりますけれども、中学校、それも本校ということになります。虐待関係については、子ども本人からの教員への訴え、それから本校については、各学年とも、いわゆる交換日記、ネーミングがちょっと学年ごとに違うのですけれども、その中で記述があつて、よくよく聞いてみるとそのようなケースにつながるという把握が割合としては一番多いと思っています。それに続いて多いのは、本校にスクールカウンセラーが2名配置されておりますので、自主的に相談しに行つて、そちらのほうから伝わってくるという形で把握する場合がありますし、生徒本人が友人に伝え、その友人が心配して教員のほうに伝えてくるというところが、学校として把握する手だてとしては主なところとなります。学校でそれを把握した際の相談先ですけれども、先ほどから出ております「たち」、「みらい」、子ども家庭支援センターのほうに相談するケースもありますし、状況によっては児相が関わっている場合には、直接的に児相あるいは警察というところと連携して対応に当たるといった形で、日常的な把握と対応については行つております。以上です。

会長

ありがとうございます。今の中学生ですけれども、子どもたちにとっては学校の先生が、あるいはカウンセラーが一番相談しやすいということで、逆に学校の先生の仕事が大変になるときもあるのです。それで、日本でも少しずつ広がっていますが、アメリカではスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーという、そういうケースを処理する専門の人が採用されています。また、その辺の状況も場合によっては私たちもどこかで勉強したいなと思っております。ありがとうございました。では、委員、お願いします。

委員

情報と相談体制ということなのですが、経験上なのですが、府中は児童館がないのです。ないというか、文化センターの中の一部ということなのだけれども、やはりうちのほうの地区でPTAに頼んだことですけれども、中学生の彼が相談をしに行ったのが国分寺の児童館で、よく年中来ていたと。その先生からお話を頂いて、大きな事件を解決したことがあったのですが、そういった児童館の役割が府中の文化センターの児童館はちょっと違うかなという気がしているのです。ですから、そこら辺の体制、学童の話だとか放課後の話も前回ありましたが、児童館があると全然違うかなというのが1つ。

あと、情報の提供ですけれども、先ほど母子手帳を頂いたときの人たちで大体把握ができるというお話があったのですが、今、ネオブラですか、フィンランドの子育てのやり方ですけれども、母子手帳を交付した後に、訪問をまずして、初産だったら特に。それから出産までの間に5回ぐらい。そして出産した後、小学校に上がるまでに15回ぐらいは、平均年3回ですけれども行ってくれたり、もしくは包括支援の今回の「みらい」みたいなところでいくと、初めての先生ではなくて、もうその人はその人とコミュニティができると。そうすると、家庭環境が分かったり、生活環境が分かったり、今、子どもたちでも介護のお手伝いをしたりだとか状況が見えてくる。そうすると、先手が打てるのではないかと。今、国から包括支援を努力義務で置きなさいといって大分なってきたのは分かるのですけれども、もう一歩進んで子どもの生活環境までのぞけるような。今、世田谷だとか渋谷だといろいろ始まっているけれども、保健師さんの人数が足りなくて、半分ぐらいしか対処ができないなどいろいろあったのです。そこら辺も実はこれ、府中市選出の衆議院議員の先生から、子育てが特に専門だからというお話で伺ったのだけれども、そういったところに補助金をやるということになれば、国も応援してくれるという話があるので、そういうところへチャレンジしていくのもありなのではないかなと思います。

取りあえず、今、児童館の問題と担当を1対1で「みらい」ができれば、情報も必ず伝わるし、相談の様子も見えるのではないかなと思います。それは最初の出産したお子さんだけではなくて、家族、旦那さんたちの相談も受けるそうなのです。現実的に、子どもが言い出したり、介護がある中で、府中の「みらい」まで行くは行く、行ったけれども担当の先生は初めてなどというよりも、予約してでもいつもの先生がいてくれたほうがいいのではないかなという気がするのですが、そうなっているのかどうかということも併せてちょっとお聞きしたいと思います。

会長

今の件で何かご説明等ありますでしょうか。

事務局

すみません、2点目のほうの担当制になっているかどうかということになりますけれども、まず妊婦面談をしたときに、地区担当が妊娠中からの家庭訪問や、妊娠出産後の対応が必要なケースかどうかを確認し、妊娠中から支援が必要そうという方に関しましては、妊娠中から地区担当と顔合わせをしまして、出産後も協力して相談関係ができるような形をとって

ます。そこでご家族の問題も出てくれば、それについても一緒に相談を受けています。ご家族がしっかり支援されていて、特に面談上問題がない方につきましては、出産病院等の連絡がない方には新生児訪問で様子を見るという対応をさせていただいております。お子さんに関しては、出産等は関係なく、2、3歳とか小学校の子で相談が入った場合に、相談員が協力して相談をしていくために、こちらも地区担当制をとっており、地区担当が相談についてその家庭を支えていくという体制を組ませていただいております。ただ、全員にそういう形を取れる状況ではございませんので、必要な方に地区担当制というところで同じ相談員が支援をしていく形をとっているということでございます。

事務局

文化センターにあった児童館につきましては、所管が子ども家庭部ではないので、ちょっと詳細については申し訳ないのですが、この場でお答えができないのですけれども、児童館については、お子さんの安全な居場所を確保するというのと、あと遊びや体験活動を行うということを主要な業務としておりまして、委員がおっしゃられるような相談支援の業務というのは今の府中の児童館については有していないという状況でございます。ですので、相談については、現状は学校を経由していただくものが多い、あと教育センターのほうの教育相談、「みらい」、「たち」の子ども家庭支援センターのほうでの対応という形になっております。以上です。

委員

ありがとうございます。当時は府中には児童館がないという話だったのですが、いつの間にか、文化センターのその部分が児童館だよという形になり、小学生でやはり居場所の問題として、そこへ行っている。だから、遊ぶ場所という居場所の問題だけだと思うのですが。うちのほうは隣接しているので、一緒に国分寺に行っている子どもたちの面倒を見たりしている。その中で将来になりたいものであったり、お父さんが働いていないということであったり、学校ではちょっと敷居が高くて言えないのだけれども、そこでは、いろいろな話ができて、すごく早期に解決したということがあるのです。そういった児童館の在り方というものもまた、担当が違うと言われたら、子育てから外れてしまうのかなという気もするのですが。そうなのですか、会長。

会長

今の児童館の担当はどこの部局ですか。児童館というのはないのね。

事務局

児童館につきましては、今、いわゆる地域コミュニティ、公民館の担当が業務を運営している状況でございます。

委員

居場所ってということですかね。

会長

歴史的にちょっと詳しいことは分かりませんが、自治体によって児童館を熱心に作っているところとそうでないところとあると思うのです。それはそのときの首長さんがどういう姿勢をとったかということで、そのままずっときているところが多いのですが、児童館というのは児童福祉法の中で子どもの施設を作れというのが14種類あるのですが、その中の1つなのです。中にあるのが児童館、外にあるのは児童公園というのですが、児童公園というものが実際、今、法的にはなくなりました。1990何年に実際に使っているのは高齢者が多いので、そこを児童公園と言うのはやめて、街区公園という名前が変わったのです。小さな公園は今、街区公園と、街の公園というのです。大きな公園が今どんどん作られるようになってきて、子どもたちが思いっきり遊べるようなものが多摩地区でできてきているのですけれども、建物の中にできているところがちょっとまだ少ないのです。今、大体全部で公立が二千数百か所、民間で経営しているのが二千か所ぐらい。昔は東京には民間でやっているところが1つしかなかったのですね。今はもうどんどん民間で運営している形で、もしやるとしても市の財政が困難で、新しく児童館は簡単にはできないかもしれないですけれども、子どもたちがここに行ったら楽しく遊べるよという場所をもっと作っていかねばいけないとなるのだったら、そういうことをどこで審議するか。公民館と児童館は全く違います。ですから、それは担当するセクションがちゃんとなかったと思うのです。児童福祉法ですから、本来ここでやらなくてはいけない。ですから、それをどこかで本当に子どもたちの現状を少し丁寧に精査して、人数を測って、かなり中長期的な計画を立てながら、児童館が本当に必要なかどうか議論したいなと思います。おっしゃることはよく分かりますが、簡単に「はい、作りましょう」というわけにはいかないものですから。

委員

主な事業の3の「子育ての情報などの促進事業」というところで、やはり着目したいのはアクセス件数、ウェブサイトのほうが3千件増えているということは、とてもすばらしい数字だと思います。2つお伺いとかお願いとか、なのですが、1つ目は、ママチャーズさんと協働した冊子の情報などをこのウェブサイトの「ふわっと」に抜粋して載せているのかどうかということをお願いしたいのと、あと2つ目は、今回子育てサイトの「ふわっと」を周知するという活動をすごくされているとは思いますが、周知とともにやはりウェブサイトの内容の充実というのを、冊子よりも早急にされるのがすごくいいのではないかと考えています。なぜならば、私たちもNPO法人で相談事業をやっていますが、ほとんどの方が冊子よりもウェブサイトを見て、それでここに決めたと相談に来るので、やはりその判断材料となるのかなと思いますので、その辺りを教えてください。

事務局

ウェブサイトに関しましては、小冊子の「はっぴい」を、昨年度、ママチャーズとの協働事業で作らせていただいたのですが、母子手帳を発行する際や、健診のときに渡したり、ひろばで渡したりしているのですが、ぱっと手に取って、子育てをしながらぱっとめくって見られる小冊子があればいいかなというコンセプトで作ったものです。今の

ところは、ウェブへの転用というのはちょっと考えてはいないのですけれども、検討していきたいと思っています。

委員

ありがとうございます。せっかく子育て中の方で、スマホなどでウェブ見るのが一番簡単だとおっしゃるので、ぜひ考えていきたいなと思います。

事務局

分かりました。ウェブのアクセス数のほうも一気に3千件増えたのですけれども、ちょうどコロナ前が大体4万件ぐらいあって、そこからコロナの関係でいろいろな講座がなくなったりしたので一時的に落ちたのですけれども、また講座が復活して3千件ぐらい伸びたのかなというところと、周知活動の成果もちょっとあるのかなと思っています。もちろん、おっしゃるとおり、ウェブ、スマホアプリなどで情報を得るお父さん、お母さんはたくさんいますので、その充実は切っても切り離せないところかなと思いますので、情報の充実、アップデートというところは前向きに考えていきたいと思っています。ありがとうございます。

委員

伝わってこそなので、ありがとうございます。よろしくお願いします。

会長

ママチャーリーズさんはネットのほうでやっていることはないのですか。

事務局

ママチャーリーズさんも「てくてく府中」という情報サイトを持っていますので、そこで独自でやられている事業だったり、府中市の事業なども掲載しております。

会長

今おっしゃってくださったこと、とても大事で、これからどんどんネット化していきますので、そこにどんどん情報を提供して行ってほしいと思います。ありがとうございます。

ちょっと時間もありまして、ここはこれでよろしいでしょうか。それでは4ページをお願いいたします。

(※事務局 資料2 施策2について説明)

会長

ありがとうございました。4、5、6ページの施策の2ですね。この3つの事業について何かご質問、ご意見ありますでしょうか。いずれも評価は「3」ということです。

委員

この施策の2、地域子ども子育て応援事業の要請ということで、子ども食堂について載せていただいていますけれども、子ども食堂は今、やっているところとやっていないところがありまして、子ども食堂のほかにフードパントリー活動というのをやっているところではあります。子ども食堂を4月から毎月、今、やっておりますけれども、フードパントリーというのも一月おきにやっています。フードパントリーだけをやっているところもあれば、子ども食堂を小さくしてフードパントリーはやっていないというところもありますし。補助金はフードパントリーと子ども食堂と両方に、どちらかといえばフードパントリー活動のほうに多く頂いています。なので、この記載の子ども食堂の活動に、フードパントリーを含むとここに書いていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

事務局

今、ご意見を頂きましたので、フードパントリーを開催されているのは報告頂いておりますので、その辺の記載は今、頂いたご意見に沿って、直させていただきたいと思っております。以上でございます。

会長

ありがとうございました。おっしゃるように、子ども食堂だけではなくて、今、食材を皆さんにお配りするというフードパントリーがかなり広がっていますので、うちのところは白梅学園のフードパントリーがフードパントリーの拠点になっていまして、学生に配るのです。バイトにも行けないと、食べられないという学生がたくさんいまして。近所のお百姓さんや生協さんなど、いろいろなところが持ってきてくださって、余ったものをお配りして非常に熱心にやっております。

委員

子育てひろば、地域における子育て支援ということで、在宅の子育てする方々が子育てひろば訪問とか、こちらに参加人数が書いてあるのですけれども、具体的にどのような内容で、どのようなことをしているのか、それに対して参加者の評判だったり、感想だったりというものがどういうところで反映されているのかをお聞きしたいなと思えました。以上です。

事務局

ご質問頂きました各ひろば事業の説明なのですが、まずポップコーン事業につきましては、府中市のボランティアさんを中心として事業を行っていただいているものでございまして、親子の交流で子育てをしているお父様、お母様の支援を行っております。続きまして、スキップのほうは、こちらは市の職員が主体として事業を行っている子育て交流ひろばとなっております。こちらは、先ほどのポップコーンとちょっと異なるところがございまして、市の職員でできる劇の開催ですとか、特色を入れた形で親子の方に楽しんでいただく事業を行っております。続きまして、ほのぼなのですけれども、こちらは保護者同士のおしゃべり、親子で楽しめる簡単な遊びを中心に行っております、4回のシリーズで継続した

仲間づくりを支援している事業となっております。ミニほののぼ・ぬくぬく・ここんにつきましましては、こちらは実施回数ゼロとなっておりますが、基幹保育所の「はぐ」が4か所に開設されたことによりまして、こちらの事業は、現在実施しておりません。あおぞらにつきましては、住吉町公園という府中公園のところで実施しておりまして、公園に遊びにきた親子の方々との交流を通して、子育てひろば事業を展開している部分となっております。保育所園庭開放につきましては、公立の12か所の保育所で園庭を使わない時間で、近所のお子様やお母様の方が来て、園庭で遊んでいただいているところです。はじめてアートにつきましては、美術館と協働して行っている事業でございます。まず、0歳児のお子様のいらっしゃる保護者様を対象に、美術鑑賞を頂いて、気分をリフレッシュしていただくための事業として展開しているものでございます。

利用者様からのご意見につきましては、昨年度、アンケート調査というものを行わせていただきました。昨年の10月12日から29日の間、回答数168名の方からご回答頂いております。その中に実際に「はぐ」を利用してみてどうですかということでご意見を頂いております。168名のうち、165名の方から満足ということでご意見を頂いておりますので、こちらのアンケート調査で頂いた今後の取組などや実施していただきたいという声につきましては、今後の事業に生かして検討していきたいなと思っております。以上でございます。

会長

説明しなかったのですけれども、施策2の「地域の子育て支援」の中で、最初の地域子育て支援事業といっているのは、これは市がやっている公立保育所を使って行っている子育て支援です。それから、5ページに書いている子育てひろば支援事業というのは、変な言葉ですが、国にやれと言われていて、実際は市がするのですが、地域子育て支援拠点事業です。3番目がまた、民間でやっているもの、6ページのほうは、子ども食堂さんとジャンル分けしてあります。それぞれによって、利用者が求めているものも違うのですが、皆さん、おっしゃってくださっているところで、実際にどういう活動をされていて、どういうニーズが満たされているか、誰か何かあったら見に行ったりしていただければと思います。

よろしいでしょうか。では委員、お願いします。

委員

すみません。事業6の「地域子ども・子育て応援事業費補助金」についてなのですが、子育てひろば実施団体さんが減っているということで、私自身も子どもが小さいときに、地域の子育てひろば実施団体さんがやっているものに参加させていただいたのですが、やはりコロナで世の中が停滞してしまったときに、実施している方たち自身が、自分たちが高齢化によるということでもうやめましたという方が、私が行っていたところもやめてしまったというところが多かったのです。世の中が少し動き始めてみて、再開しないところも多く、団体さんも減っている状況なのですけれども、市の方向としてはなくなってしまう方向なのか、なくなってしまうなら仕方ないという方向なのか、その意向を知りたいというのが1点。高齢化によってやめどきを探していたときに、コロナをきっかけにや

めてしまったという団体さんも、もちろんいるのですけれども、同時に子育てがちょっと一段落したところで、こういった子育てひろば事業みたいなことをやってみたいという方も一定数いるなということも感じているので、もし民間のほうでも続けてほしいという意向が市にあるのだったら、ひろばのスタートアップみたいなところも、実質的な支援なども検討していただけたらいいなと思います。

会長

そういうご意見も。こういう事業で残っている団体も、やはり少しずつ高齢化して行って、うまくいかなかったのか何かは分からないですけれども。そういう人たちの経験交流だとか、やっていたことをみんなで励まし合う場がうまく持てていないことが多いのです。ですから、せっかくやっているけどそろそろやめようかと言っているけど、あつたほうがいいところに若い人も入っていくような機会を作っていくなど、そういうことが大事なのだなと、今のご意見をととても大事なことだと思いました。市でやっていることは、そんなにたくさんなくて、職員に限られた中でやっていますから、それは、だから、私たちがそういうことをやろうということで、どこかで提案していかなくはいけないかもしれません。ありがとうございます。

それでは施策の3番、お願いします。

(※事務局 資料2 施策3について説明)

会長

ありがとうございます。まとめて今の内容7つですね。1つは初めて評価「4」というのが出ました。これは本当に希望が多いですね。

委員

今、会長が申し上げた、主な事業12の「産前産後家庭サポート事業」でものすごい数、2,310日という数が増えています。上にあります、「家庭に援助員を派遣し」ということで、やはり援助の方も相当数いらっしゃるのだと思うのですけれども、何人ぐらいいらっしゃるのかなと思って、ちょっとそれをお聞きしたいと思います。

事務局

こちらの事業なのですけれども、令和3年7月にレベルアップをいたしまして、利用時間数を増やすということと、条件を撤廃しましてどの家庭にでもサービスが入るということで事業を拡大しました。それに伴い、やはり委員がおっしゃられるとおり、現状、ヘルパーさんの数がかなり足りなくなるなというところがありましたので、市内の委託事業者を探そうと思ったのですが、受けてくださるところがいなかったものですから、民間のベビーシッター協会やほかの市町村などが使っているところや、都も委託しているところの歯科協会に登録をしている方なども利用できるようにいたしましたので、総数のほうは申し訳ないのですが、言えない状況になっております。産後ケアの方ですと、現在のところ10名と、あと

は民間ですと25ぐらいはつかわれているような形になっている、後でまた、正式な数はお伝えできるかと思えます。以上でございます。

会長

これは事業9の「新生児訪問事業」とありますが、この訪問している方は保健師さんが多いのですか。

事務局

新生児訪問の訪問員ということですね。多く行っているのは、委託の助産師のほうが訪問しておりますが、妊娠届のときに妊娠中から支援が必要で、産後も継続して支援が必要という方に対しては、妊娠中から保健師のほうがついておりますので、そういう方に対しては、保健師と助産師が同行して訪問するなどの対応をしておりますので、状況によって保健師、または助産師という形で区別しております。以上でございます。

会長

ありがとうございます。

委員

主な事業11の「定期予防接種事業」ということで、こちら実績で人数が出ているのですが、対象で何パーセント、要するにこちらの高い接種率と書いてあるのですが、実際、対象でこの人数で大体どれぐらいの確立というか、何パーセントで接種をしているのか、それを教えてください。

事務局

こちらのほうなのですけれども、どれを対象にするかというところはかなり難しいのですけれども、1つの予防接種について何年間間に何回というところもありますので、ちょっと通知をした数ですとか、延べの回数というところの対象のほうは、その都度、予防接種によって違う形になっているのですが、延本数でいきますと、令和3年が4万8,201本打っております、接種率にいたしましては88.5%になっていますが、こちらのほうは日本脳炎のところの数は減っていたところで、例年よりは少し多い形になっております。以上でございます。

会長

特にないようでしたら、今、10ページまで、目標の1のところまで皆さんにご検討頂きました。目標2が、今度は質の高い幼児期教育ということで、施策全体は24まで11あるのですかね。ちょっと全部やっている時間がございませぬ。次回に回すしかないのですが、最初の、施策4の主な事業の14、15、16だけ、ちょっと今日させていただきませぬでしょうか。よろしいでしょうか。目標2の質の高い幼児期教育の事業で、施策4だけ願います。

(※事務局 資料2 施策4について説明)

会長

ありがとうございました。保育支援者巡回支援事業と、特に特定教育・保育施設というのは新しく子ども・子育て支援法ができてからできた言葉ですけれども、区市町村が認可している認可保育園のようなところと区別される認証保育園等、そういう施設のことを指します。そこに対して、巡回・相談、巡回支援事業と指導者検査事業というのと、2つを行ったということです。これも当初の予定どおりの実施をしたということですが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。委員、何かご意見、ご質問等ないでしょうか。

委員

質問です。事業15の「保育施設等指導検査事業」というところの、この検査が実施されたということなのですから、これは国で決められて、いわゆる定期的な例えば認証保育所でいえば都の指導検査というのがありますけれども、これを指すのですか。それとも、市として独自にこういうことをされているということなののでしょうか。

事務局

市として独自にしているのもありますし、東京都と合同の検査もあります。それも含めております。

委員

分かりました。

会長

これは将来的に今度、子ども家庭庁ができて、今、子ども基本法という法律ができて、それから多分いろいろな施策が具体化されてきたときに、それぞれの市区町村にある幼児教育施設のある種の質の確保のために、以前だったら幼児教育センターを作れという、そういう指導が文科省からもあったのですが、なかなか実際にはそこでいろいろなところを上手に幼児指導できる、そういう専門性のある人を確保するのが大変難しいのです。必ずしもうまく機能していないわけです。府中市にある幼稚園、保育園、子ども園に、それぞれに研修の努力をしていますから、そういうところとうまくリンクするような形で応援するよう、できるなら、そういうシステムをどう作っていくのかというのは、やがてこれ、大きな壁になってきますので。今はこういうふうにさせていただいているところがあります。

残された「待機児童の解消」以降の施策については、次回の審議会がもう、すぐ8月の初めにごきますので、そのときに検討したいと思います。

今日は想定よりいろいろな意見を出していただいて、かなり中身のある議論ができたかなと思われましたので、事務局のほうでも参考になるご意見があったのではないかと思います。ありがとうございました。

ここで閉めますけれども、何かその他について事務局からお願いいたします。

事務局

それでは、事務局のほうから2点、連絡事項がございます。

1点目ですが、本日の審議会の会議録につきましては、事務局で作成しまして、後日委員の皆様にご確認をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

2点目ですが、次回の本審議会の開催につきましては、先ほどお話あったとおり、来月8月5日金曜日を予定しております。先日、本審議会の資料と併せて、開催通知を送付させていただきました。時間は今回と同じく午後2時からを予定しておりますのでご承知おきください。事務局からは以上でございます。

会長

それではどうも、今日はありがとうございました。